

令和6年度第17回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年3月26日（水）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第36号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第37号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第38号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第7 議案第60号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件

日程第8 議案第61号 芽室町学校医委嘱の件

日程第9 議案第62号 芽室町学校歯科医委嘱の件

日程第10 議案第63号 芽室町学校薬剤師委嘱の件

日程第11 議案第64号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 3 6 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度就学援助認定総括表(3月認定者)

(令和7年3月1日現在)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1						1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	1	0	0	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1		1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	1	0	1

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

合計 2

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1						1
						0
						0
						0
1	0	0	0	0	0	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			1

令和6年度就学援助認定総括表

(令和7年3月1日現在)

申請世帯	119	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	111	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	111	世帯
経済的困窮世帯	37	世帯
児童扶養手当受給世帯	68	世帯
生活保護廃止世帯	2	世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	15	7	11	11	8	18	70
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	7	5	3	6	29
芽室南小学校							0
合 計	18	12	18	16	11	24	99

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	14	14	16	44
上美生中学校	2		1	3
芽室西中学校	2	2	6	10
合 計	18	16	23	57

合計 156

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合 計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合 計	2	1	0	3

合計 11

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
9	6	6	6	1	8	36
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
11	10	10	9	3	10	53

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	8	11	24
1		1	2
2	1	6	9
8	9	18	35

合計 88

○要保護の停止・廃止

芽室小学校	3年	1 人
芽室中学校	1年	1 人
	3年	1 人
上美生中学校	1年	1 人

○町民税非課税・減免

芽室小学校	1年	1 人
	4年	1 人
	5年	1 人
	6年	1 人
芽室西小学校	6年	1 人
芽室中学校	2年	1 人

○国民年金保険料免除

芽室小学校	5年	1 人
-------	----	-----

令和6年度就学援助「新入学用品費入学前支給」認定総括表

(令和7年2月5日現在)

申請世帯	27	世帯
認定世帯	26	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	26	世帯
経済的困窮世帯	14	世帯
児童扶養手当受給世帯	10	世帯
町民税非課税世帯	2	世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	1	世帯
認定廃止世帯		世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室小学校	1						1
上美生小学校							0
芽室西小学校	2						2
芽室南小学校							0
合 計	3	0	0	0	0	0	3

(中学校)

学校名\学年	新1年					計
芽室中学校	18					18
上美生中学校						0
芽室西中学校	5					5
合 計	23	0	0			23
合計						26

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校	1						1
芽室南小学校							0
合 計	1	0	0	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	新1年					計
芽室中学校						0
上美生中学校						0
芽室西中学校						0
合 計	0	0	0			0
合計						1

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

新1年						計
						0
						0
1						1
						0
1	0	0	0	0	0	1

(中学校)

新1年					計
8					8
					0
1					1
9	0	0			9
合計					10

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

（1）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

（2）（1）に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

（3）（2）に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。))」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 37 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 3 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 38 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 7 年 3 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

	事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	小学校6年 及び中学校 3年 上記以外の 学年	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで 学期末まで	印鑑
2	転入予定		転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買 契約書・工事契約 書・賃貸借契約書 等事実を証するこ とができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合		兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由		病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校		在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学		教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第 7

議案第 6 0 号

芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員等の任免を行おうとするものであります。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	清 末 有 二	教育推進課長補佐 (教育支援担当)	健康福祉課長補佐 (兼) 障がい福祉係長

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考
教育推進課長補佐	加 藤 伸 啓	4月1日採用	

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 8

議案第 6 1 号

芽室町学校医委嘱の件

令和 7 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 2 3 条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（1 年間）

木 田 和 宏 （公立芽室病院）

田 中 俊 英 （公立芽室病院）

酒 井 英 二 （公立芽室病院）

相 馬 学 （公立芽室病院）

和 田 孔 明 （公立芽室病院）

高 橋 佳 史 （公立芽室病院）

亀 田 健 太 郎 （公立芽室病院）

○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第 9

議案第 6 2 号

芽室町学校歯科医委嘱の件

令和 7 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 2 3 条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校歯科医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（1 年間）

家 内 典 夫 （家内歯科医院）

藤 村 崇 央 （藤村歯科・矯正歯科医院）

正 木 俊 二 （正木歯科診療室）

南 舘 直 人 （みなみだて歯科医院）

石 垣 徹 （いしがき歯科クリニック）

今 井 崇 （めむろだいいち歯科クリニック）

日程第 10

議案第 63 号

芽室町学校薬剤師委嘱の件

令和 7 年 3 月 31 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき、
学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校薬剤師委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（1 年間）

曾 根 義 継

日程第 1 1

議案第 6 4 号

第 1 2 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）

第 1 2 地区教科書採択教育委員会協議会規約第 9 条第 2 項ただし書きの規定に基づき、委員代理者を選任しようとするものあります。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁